

絵本を原典とする教材の挿絵変更についてのお知らせ

第一編集部小学校国語課

■挿絵の変更について

本年四月に発行しました、「小学校国語教育相談室79号」でもお知らせしましたように、教科書会社に対し、著作権管理会社より、絵本を原典とする作品の挿絵利用に関して、*「同一性保持権」の観点から、原典の絵と同様の使用を求められました。弊社としても、著作者の権利を尊重しながらも、学習者にとってよりよい教材として教科書で提示することへの理解をいただけるよう、交渉を重ねてまいりました。しかし、前号でお知らせした二作品に加え、次の作品につきましても、平成二十六年度用供給本より、挿絵の使用を原典と合わせることにいたしました。

・二年上巻『スイミー』（レオ・レオニ作・絵）

先生方にはご指導の際にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

*「同一性保持権」は、著作権法の一つで、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除、その他の改変を受けないものとする。」(第二〇条)というものです。

■『スイミー』掲載のこれまでと著作権保護の今日的な観点から

これまで弊社は、絵本を原典として教科書に掲載する際には、作品のイメージを大切にするとともに、子どもたちがその世界に十分浸ることができるよう配慮してまいりました。『スイミー』も、そのような作品の一つです。

本作品は、昭和五十二年度版が初めての掲載になります。当初は、かすや昌宏先生の挿絵により教材化をはかっておりましたが、これは、原典である『スイミー』が、横書きで書かれた絵本であり、絵の中のスイミーが、話に沿って左から右へ進んでいくように描かれていたためです。

「国語」教科書は、日本語学習の特性を配慮して、基本的に縦書き表記になっています。そのため、横書きで書かれた絵本の絵を教科書にそのまま掲載しようとする、登場人物の動きなどが、話の流れと逆行して見えてしまう場合があります。

当初、絵本の絵を反転して使用することが認められなかったため、かすや先生に教科書のために絵を描いていただき、掲載して

しました。その一方で、作者であるレオ・レオニ氏とも交渉を重ね、絵本の絵を反転した形で使用することにご了承をいただいたのが、昭和六十一年度版のことです。以降、レオニ氏の文章と絵で、『スイミー』を掲載し続けてまいりました。

挿絵の反転使用は、描かれた登場人物などが、話が進む方向に向かって進んでいくように見えるようにという、学習上の配慮の見地から行っていたものです。しかし、冒頭にも述べましたように、このたび、著作権管理会社からの申し入れがあり、原典の同一性保持に関しては守られなければならないものとの判断から、弊社では、平成二十六年度教科書より、挿絵の使用を改めることといたしました。

書籍だけで成立していた時代とは異なり、今日の情報ネットワークの世界的な広がりや、デジタルコンテンツの一般化の中で、著作権はよりいっそう厳密に保護されるべき状況になっております。

先生方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。